

告 示

埼玉県告示第千三百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十二月三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 都市計画の種類及び名称

久喜都市計画及び加須都市計画下水道古利根川流域下水道

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

久喜市吉羽の一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県下水道局下水道事業課、埼玉県荒川左岸北部下水道事務所及び久喜市建

設部都市計画課

四 縦覧期間

令和三年十二月四日から令和三年十二月十七日まで